

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 7 議案第 2 号 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 遠軽町温泉分湯条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理について
- 日程第 10 議案第 5 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 11 議案第 6 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 8 号 遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 9 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 11 号 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 12 号 遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 13 号 遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止について
- 日程第 19 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 16 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 23 議案第 19 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 18 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 一般質問
-

## 令和 2 年 第 8 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 1 2 月 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名について                             |
| 日程第 2   |           | 会期の決定について                                  |
| 日程第 3   |           | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                          |
| 日程第 4   | 諮問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |
| 日程第 5   | 同意第 1 号   | 監査委員の選任について                                |
| 日程第 6   | 議案第 1 号   | 表彰について                                     |
| 日程第 7   | 議案第 2 号   | 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 8   | 議案第 3 号   | 遠軽町温泉分湯条例の制定について                           |
| 日程第 9   | 議案第 4 号   | 地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理について          |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号   | 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について           |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号   | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 号   | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 号   | 遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について                 |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 号   | 遠軽町都市公園条例の一部改正について                         |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について           |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について     |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 2 号 | 遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部改正について                   |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 3 号 | 遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止について                       |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 4 号 | 指定管理者の指定について                               |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 5 号 | 指定管理者の指定について                               |

《令和 2 年 1 2 月 8 日》

- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 指定管理者の指定の期間の変更について  
 日程第 2 2 議案第 1 7 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 1 号）  
 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

◎出席議員（16名）

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	新 国 純 一 君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長	平 間 敏 春 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情 報 管 財 課 長	会 津 靖 朗 君	企 画 課 長	今 井 昌 幸 君
財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君	保 健 福 祉 課 長	古 賀 伸 次 君
住 民 生 活 課 長	高 橋 静 江 君	税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君
農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君	農 政 林 務 課 参 事	加 藤 政 勝 君
商 工 観 光 課 長	小 椋 将 秀 君	建 設 課 長	井 上 隆 広 君
生 田 原 総 合 支 所 長	大 辻 祐 一 君	生 田 原 給 付 産 業 課 長	今 泉 郁 夫 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	伊 藤 雅 彦 君	丸 瀬 布 給 付 産 業 課 長	小 山 信 芳 君
白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君	白 滝 給 付 産 業 課 長	大 野 数 彦 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君

《令和 2 年 1 2 月 8 日》

総務課長	村上裕和君	社会教育課長	小野寺正彦君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

---

◎議会議務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局係長	田中郁美君
事務局主幹	岩井誠志君		

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第8回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第25までとなっております。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、高橋議員、岩澤議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月3日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月11日ま

での4日間と決定いたしました。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月9日午後1時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月11日までの4日間をしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの4日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和2年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集頂き、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和2年第6回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。現在も道内、札幌市を初め、オホーツク管内においても新型コロナウイルス感染症に関するクラスターが発生し、全国各地において新規感染者が過去最多となるなど、第3波と言われる状況にあり、本町においても、余談の許さない状況が続いています。

このため、道では、11月7日から27日までの3週間を集中対策期間として、道民及び道内に滞在している方への強い協力要請を行うとともに、さらなる感染拡大防止策を実施していたところですが、感染者数の増加に歯止めがかからない状況にあることから、集中対策期間を12月11日まで2週間延長したところであります。

感染拡大の影響により、毎年開催されております町内各地域のイベントやお祭りなどが中止や縮小を余儀なくされている中、さらに来年2月28日に開催を予定していた第36回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会も11月2日開催の実行委員会臨時総会において、選手及び家族の皆様、大会スタッフなどの安全・安心を最優先に考え、やむを得ず中止と決定されました。

これまで主催をしていただきました実行委員会の皆様を初め、御支援と御協力を頂いております関係者の方々、大会を楽しみにされていた選手や町民の皆様にとりましては、2年連続の中止という大変残念な状況となりましたが、御理解を賜りますようお願いを申し

《令和2年12月8日》

上げます。

町といたしましては、感染拡大の影響により、地域経済を初め、町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、今回も国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、引き続き、アフターコロナを見据えた地域経済の回復や感染症対策事業に取り組むため、補正予算を計上したところです。

町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、三つの密を避けるなど、道が示している北海道スタイルの実践や、会食などでは大声を控えるとともに、接触確認アプリを活用するなど、感染拡大防止対策をさらに徹底していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、10月19日に第2師団、11月13日には北部方面総幹部、17日から19日にかけて防衛省、国会議員及び関係機関に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

また、道路整備関係についてであります。11月1日に遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、遠軽北見道路の早期整備及び防災・減災、国土強靱化に必要な道路予算の確保などについて要請を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員中村修一氏が令和2年9月4日に逝去されたことに伴い、委員に欠員が生じたため、委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号監査委員の選任については、現委員であります村瀬光明氏が令和3年2月28日をもって任期満了となるため、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、遠軽町議会議員選挙及び遠軽町長選挙における、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用を公費で負担するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定については、町が採取した温泉の分湯に関し、必要な事項を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第4号地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理については、国土調査法第2条第1項第3号に基づく地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴い、公の施設の位置を整理するため、本条例を定めるものです。

《令和2年12月8日》

議案第 5 号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 6 号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、職員の病気休暇制度の見直しに伴い、一般職の職員の給与の減額に関する規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第 7 号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額判定の所得基準額を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 8 号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正については、いこいの森の施設に高床式のバンガローを追加するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町都市公園条例の一部改正については、都市公園法の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 10 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第 11 号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、建築基準法の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 12 号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部改正については、畑地かんがい用水施設の名称の変更及び給水区域を拡大するため、本条例を定めるものです。

議案第 13 号遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止については、社会福祉資金の貸付事業を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第 14 号及び議案第 15 号の指定管理者の指定については、白滝農林水産物直売・食材供給施設及び遠軽町総合体育館ほか 19 施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 16 号指定管理者の指定の期間の変更については、遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者の指定の期間を変更するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 17 号令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 11 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方交付税、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、（仮称）えんがる町民センター建設工事請負費の減額、ふるさと寄附金促進事業に係る経費、バス路線である町内循環線及び清里線の事業費確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費、障がい者福祉システム改修業務委託料、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、遠軽地区広域組合衛生負担金の減額、民有林振興対策事業補助金、北支湧別川沿線用地保安林解除申



請図書作成業務委託料、GIGAスクール構想に伴う遠隔・オンライン学習環境未整備世帯に貸与するモバイルルーター購入に係る経費等を計上したところです。

議案第18号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療システム改修業務委託料を計上したところです。

議案第19号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護保険システム改修業務委託料及び介護給付準備基金積立金を計上したところです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第4 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員中村修一氏が令和2年9月4日に逝去されたことに伴い、委員に欠員が生じたため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町南町2丁目6番地23。氏名、小笠原まり氏。生年月日、昭和29年12月1日であります。

小笠原氏は、人格・識見ともに高く、広く社会に実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の経歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

《令和2年12月8日》

---

◎日程第5 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。  
暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

---

午前10時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号監査委員の選任について御説明いたします。

遠軽町監査委員村瀬光明氏が令和3年2月28日をもって任期満了となるため、次の方を選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所、遠軽町南町3丁目4番地390。氏名、村瀬光明氏。生年月日、昭和23年4月2日であります。

村瀬氏は、人格が高潔で、財務管理等に優れた識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

---

午前10時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

---

◎日程第6 議案第1号

《令和2年12月8日》

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、奨学資金貸付資金として300万円、児童福祉施設設備資金として100万円の御寄付を頂きました遠軽町南町1丁目2番地13、高橋恵子様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄付を頂きました札幌市白石区東札幌2条5丁目8番1号、株式会社シビテック様であります。

以上、1個人、1法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆雄君） 議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、公職選挙法の一部改正に鑑み、選挙に立候補しようとする人の負担を減らし、資産の多少に関わらず、立候補や選挙運動の機会をもてるようにすることを目的に、改正後の公職選挙法の規定に基づき、町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動費用の一部を公費で負担するため、本条例を制定するものでございます。

《令和2年12月8日》

公職選挙法の改正につきましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、条例による制度化により、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することに合わせ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入することを目的としております。

条例の概要といたしまして、選挙運動に係る公費負担の対象となる費用のうち、有償契約を締結して、遠軽町選挙管理委員会に届出をした者について、その費用を町が公費負担するものでございまして、国の基準や管内、道内各市の状況等を勘案し、その公費負担の限度額を定めるものでございます。

ただし、公費負担をするのは、候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項の規定により、遠軽町の帰属にならないという場合に限るものでございます。

本条例案による公費負担の対象となる費用につきましては、選挙運動用自動車の費用、選挙運動用ビラの作成費用、選挙運動用ポスターの作成費用でございまして、これらの費用を負担するに当たりましては、公職選挙法の規定により衆議院、小選挙区選出議員、または参議院議員の選挙における選挙公営の制度の内容に準じて、条例で定めることとされております。

次のページ、別紙をお開き願います。

名称は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例といたしまして、全12条の構成となっております。

第1条は、この条例の趣旨であり、この条例は、公職選挙法の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関すること。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出に関すること。

1ページから2ページかけまして、第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続に関すること。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定に関すること。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担に関すること。

3ページでございます。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出に関すること。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続に関すること。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関すること。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出に関すること。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続に関すること。

4ページでございます。

第12条は、委任に関すること。

以上、それぞれを定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、なお、審査の必要があると思われまますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第8 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小山丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（小山信芳君） 議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定について御説明いたします。

本案につきましては、町が採取した温泉の分湯に関し、必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

題名は、遠軽町温泉分湯条例とし、全14条の構成となっております。

第1条は、本条例の趣旨でありまして、温泉の有効利用を図るため、温泉の分湯に関し、必要な事項を定めることを趣旨としています。

第2条は、本条例の中で使われている用語の意義について規定しています。

第3条は、分湯を行う源泉の名称及び位置について規定するものでありまして、一つ目の名称は、丸瀬布1号源泉。位置は、遠軽町丸瀬布上武利402番地1。二つ目の名称は、丸瀬布2号源泉。位置は、遠軽町丸瀬布上武利140番地であります。

第4条は、分湯の範囲について規定するものでありまして、旅館業法、公衆浴場法の許可を受けて、営業を行う施設及びそのほか町長が必要と認めた施設を対象とするものであ

《令和2年12月8日》

ります。

第5条第1項は、分湯を受けようとする際の許可について。第5条第2項は、温泉の使用許可について。第5条第3項は、許可をする場合に管理上必要な条件を付すことができることについて規定しています。

第6条は、使用許可量を変更する際の手続について規定しております。

第7条は、使用者があらかじめ町長に届け出て、承認を受けなければならない事項について規定しております。

第8条第1項は、温泉の分湯の停止または使用量の制限について。第8条第2項は、停止または使用量の制限の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、町長は、その責めを負わないことの免責事項を規定しております。

第9条第1項は、別表に定めた使用料を納入しなければならないこと。第9条第2項は、一月に満たない期間の使用料について規定しております。

第10条は、使用料の減免について規定しております。

第11条は、使用料の還付について規定しております。

第12条は、温泉の供給の停止または使用の許可の取消について規定しております。

第13条第1項は、町長が整備、維持管理する設備。第13条第2項は、温泉受給者が整備、維持管理する設備について規定しております。

第14条は、条例の施行に関し、必要な事項を規則へ委任する規定であります。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

別表では、温泉分湯使用料の月額を規定しており、丸瀬布1号源泉8万円、丸瀬布2号源泉5万6,000円と定めております。

最後になりますが、参考資料といたしまして、条例第14条の委任規定により、条例の施行に関し、必要な事項として、遠軽町温泉分湯条例施行規則を定めるものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町温泉分等条例の制定については、なお、審査の必要があると思われま  
すので、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しまし  
た。

《令和2年12月8日》

---

◎日程第9 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第4号地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（大辻祐一君） 議案第4号地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理についてを御説明いたします。

国土調査法第2条第1項第3号に基づく、地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴い、公の施設の位置を整理するため、条例を定めるものです。

次のページをお開き願います。

別紙は、地籍調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例であります。6条で構成されております。

内容につきましては、参考資料の各条例新旧対照表で御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

1 ページの上段の表、第1条関係。遠軽町生田原福祉センター条例新旧対照表です。

遠軽町生田原福祉センター条例第2条中「遠軽町生田原617番地」を「遠軽町生田原619番地4」に改めるものです。

1 ページの下段の表、第2条関係。遠軽町生田原診療所条例新旧対照表です。

遠軽町生田原診療所条例第2条中「遠軽町生田原350番地」を「遠軽町生田原350番地1」に改めるものです。

2 ページをお開き願います。

上段の表、第3条関係。遠軽町図書館条例新旧対照表です。

遠軽町図書館条例第2条中、遠軽町図書館「遠軽町生田原886番地」を「遠軽町生田原870番地2」に改めるものです。

2 ページの下段の表、第4条関係です。遠軽町オホーツク文学館条例新旧対照表です。

遠軽町オホーツク文学館条例第2条中「遠軽町生田原886番地」を「遠軽町生田原870番地2」に改めるものです。

3 ページを御覧願います。

上段の表、第5条関係。遠軽町体育館条例新旧対照表です。

遠軽町体育館条例第2条中、生田原スポーツセンター「遠軽町生田原619番地」を「遠軽町生田原619番地1」に改めるものです。

3 ページの下段の表、第6条関係。遠軽町体育施設条例新旧対照表です。

遠軽町体育施設条例別表第1中、生田原河畔公園パークゴルフ場「遠軽町生田原933番地地先生田原川河川敷地内」を「遠軽町生田原933番地1地先生田原川河川敷地内」に、同表中、生田原水泳プール「遠軽町生田原712番地」を「遠軽町生田原710番地

《令和2年12月8日》

11」に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第4号地積調査の実施完了地域における地番変更に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第5号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 議案第5号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

改正の内容としましては、地方税法の改正により、特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれ改正されたところですが、遠軽町介護保険条例、遠軽町後期高齢者医療に関する条例及び遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の3本の条例については、延滞金について定めがあり、附則にて特例措置が講じられ、特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合となるため、これらの条例の延滞金の特例に関する条項における文言を整理するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町介護保険条例新旧対照表をお開き願います。

なお、このたび改正いたします3本の条例は、改正内容が同じでありますので、1ペー



ジ、遠軽町介護保険条例の新旧対照表に基づき、御説明いたします。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適応年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適応年」を「その年」に改め、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町後期高齢者医療に関する条例（附則第4項）、遠軽町の歳入金督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例（附則第4項）につきましても、同様に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、施行期日を令和3年1月1日とし、第2項は、経過措置として改正後の規定については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応するものは、従前の例による旨を定めるものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第6号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第6号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、職員の病気休暇制度の見直しに伴い、一般職の職員の給与の減額に関する規定を整備するためのものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第16条は、職員が勤務しないときの給与の減額に関する規定であり、本則中「休暇による場合」を「勤務時間等条例第13条に規定する年次有給休暇又は特別休暇（規則で定めるものに限る。）の場合」に改めます。これは、規則で規定していた休暇の種類をこの条例に明記し、条文を整理したものであります。

次に、「結核性疾患による場合その他規則で定める場合にあつては引き続き1年、その他の場合にあつては引き続き」を削り、「90日を超えて」の次に「引き続き」を加えます。これは、病気休暇の承認を受けた職員については、病気の種類に関わらず90日を超えたときは、給料の半額を減ずるよう改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行します。経過措置として、条例の施行日前から引き続き同一の結核性疾患等のため、病気休暇の承認を受けている職員については、従前のおり、1年を超える場合に給料の半額を減ずるものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 議案第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額判定の所得基準額を改正するため、本条例を定めるものであります。

《令和2年12月8日》

改正の内容としましては、所得税法の改正により令和2年分から給与所得、公的年金所得に係る給与所得控除、公的年金所得控除がそれぞれ10万円の減額となり、基礎控除額が10万円の増額となり、地方税については、令和3年度分の課税分から適用されるところであります。

この改正による給与及び年金に係る所得控除、基礎控除額の変更に伴い、その影響が国民健康保険税の減額に及ばないよう、地方税法施行令について改正を行い、減額判定の所得基準等について見直されたところであります。

このため、遠軽町国民健康保険税条例の国民健康保険税の減額に関する規定について改正を行うものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条令。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町国民健康保険税条例新旧対照表をお開き願います。

国民健康保険税の減額、第23条は、低所得世帯に対する軽減で、平等割と均等割を減額する旨の規定であります。

第1号は、平等割と均等割の7割を軽減する規定で、世帯主と加入者の合計所得が改正前は「33万円以下」を改正後は「43万円に、給与所得や年金所得のある者が複数いるときは、その合計人数から1人除いた人数に10万円を乗じた額を加算した額以下」の世帯が該当になる旨、改正するものであります。

第2号は、平等割と均等割の5割を軽減する規定で、世帯主と加入者の合計所得が改正前は「33万円に28万5,000円に加入者を乗じた額を加算した額以下」を、改正後は「43万円に28万5,000円に加入者を乗じた額を加算した額に、給与所得や年金所得がある者が複数いるときは、その合計人数から1人除いた人数に10万円を乗じた額を加算した額以下」の世帯が該当になる旨、改正するものであります。

次のページをお開き願います。

第3号は、平等割と均等割の2割を軽減する規定で、世帯主と加入者の合計所得が改正前は「33万円に52万円に加入者を乗じた額を加算した額以下」、改正後は「43万円に52万円に加入者を乗じた額を加算した額に、給与所得や年金所得がある者が複数いるときは、その合計人数から1人除いた人数に10万円を乗じた額を加算した額以下」の者が該当になる旨、改正するものであります。

次に、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第9項、第23条で、「給与所得や公的年金所得のある者が複数いるときに、公的年金控除を受けた者を算出するための65歳以上の者の年金収入の条件について、公的年金収入が110万円を超える者に限る。」との条文が追加されますが、附則において、15万円を控除して判定しているため、「110万円」を「125万円」と読み替えるための改正であります。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、施行期日を令和3年1月1日とし、第2項

は、経過措置として、改正後の規定については、令和3年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例による旨を定めるものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、第7号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第8号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小山丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（小山信芳君） 議案第8号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、いこいの森の施設に高床式のバンガローを追加するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料をお開き願います。

別表第2の改正といたしまして、バンガローの項、4人用の次に「4人用（高床式）、宿泊5,000円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時まで）。休息2,000円、1棟（車両1台）（11時から16時まで）」を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第9号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長(井上隆広君) 議案第9号遠軽町都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、都市公園法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

改正の内容としましては、都市公園条例において引用している都市公園法「第5条の3」が「第5条の11」へ改正されたため、引用規定を整理するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市公園条例の一部を改正する条例。

遠軽町都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町都市公園条例新旧対照表をお開き願います。

第30条中「第5条の3」を「第5条の11」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 10号

○議長（前田篤秀君） 日程第 15 議案第 10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第 10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、制限措置の対象となる行政サービス等を追加するため、本条例を定めるものがあります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表を御覧ください。

別表第 2 の改正となり、行政サービス等の名称の欄において、補助金の項中「ペレットストーブ購入費補助に関すること。」の次に「移住者空き店舗活用支援事業補助に関すること。」、「サテライトオフィス等設置促進事業補助に関すること。」、「関係人口創出活動支援事業補助に関すること。」を加え、助成金の項中「大型免許等資格取得支援事業に関すること。」の次に「スローライフ等応援事業に関すること。」「家賃支援事業に関すること。」を追加するものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 16 議案第 11号

○議長（前田篤秀君） 日程第 16 議案第 11号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第11号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、建築基準法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

改正の内容としましては、本条例において、引用している建築基準法（別表第2）が改正されたため、引用規定を整理するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例等の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例新旧対照表をお開き願います

別表第1及び第2中、「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改めるものです。

別紙の戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入れ替えのため、11時5分まで暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

---

午前11時 3分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

---

#### ◎日程第17 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第12号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一

部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 議案第12号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、畑地かんがい用水施設の名称の変更及び給水区域の拡大し、もって、畑作振興の推進を図るため、本条例を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部を改正する条例の内容につきましては、新旧対照表により説明をいたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町畑地かんがい用水施設条例、第3条は、畑かん施設の名称を「遠軽町生田原地区畑地かんがい用水施設」から「遠軽町畑地かんがい用水施設」に変更し、加えて、給水区域に「豊里」を追加するものであります。

別紙に戻りまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第13号遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第13号遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止について御説明いたします。

社会福祉資金の貸付事業を廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。



遠軽町社会福祉資金貸付条例を廃止する条例。

遠軽町社会福祉資金貸付条例（平成17年遠軽町条例第81号）は、廃止する。

附則としまして、第1項、施行期日は令和3年4月1日とし、第2項、経過措置としまして、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の遠軽町社会福祉資金貸付条例（以下、「旧条例」という。）の規定により、資金の貸付を受けている者の当該貸付金の償還については、旧条例はこの条例の施行後も、その効力を有するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町社会福祉資金貸付条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第14号から日程第23 議案第19号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第14号指定管理者の指定について、日程第20 議案第15号指定管理者の指定について、日程第21 議案第16号指定管理者の指定の期間の変更について、日程第22 議案第17号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、日程第23 議案第19号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上5件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第14号指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、白滝農林水産物直売・食材供給施設。

指定管理者は、遠軽町白滝839番地、株式会社矢木組、代表取締役矢木優であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

す。

業務につきましては、アからオとしまして、当該施設に維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用許可に関する業務、使用許可に係る料金の徴収に関する業務、前各号に掲げるものほか、町長が施設の管理上、必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、3年間で1,148万3,000円。内訳は、令和3年度508万5,000円、令和4年度319万9,000円、令和5年度319万9,000円であります。

選定に当たりましては、当該施設の指定管理者の公募に申請のあった1法人について、11月4日、指定管理者の指定管理者選定委員会を開催し、審査をしております。

選定結果につきましては、申請者から提出された申請者の内容について審査した結果、当該申請者は、これまでの指定管理の実績を生かしながら、施設の適正な管理運営が可能であると判断したものであります。

また、当該申請者は、地域の各種活動に積極的に参加、支援をしており、地域との共存共栄も十分に期待できることから、株式会社矢木組を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後、協定を締結することとしております。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 議長、どう考えても、今、この議場の中、空気が回っていると思えないのです。それで、換気をしてほしいと思うのです。ここしか開いてないのです。ここなのか、そこなのか、開けてもらって、換気をよくしてほしいのです。どう考えても、今、密になっていると思うのです。その辺り配慮願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第15号指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町総合体育館、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館、遠軽町武道館、えんがる温水プール、遠軽コミュニティセンター、瀬戸瀬コミュニティセンター、えんがる高齢者スポーツセンター、遠軽町青少年会館、えんがる球場、えんがる東球場、えんがるソフトボール球場、えんがる球技場、えんがる湧別川球技場、えんがる多

《令和2年12月8日》

目的広場、えんがる湧別川多目的広場、えんがるテニスコート、えんがるパークゴルフ場、瀬戸瀬パークゴルフ場であります。

指定管理者は、遠軽町西町1丁目2番地、特定非営利活動法人遠軽町スポーツ協会、会長佐渡淳道であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。ただし、遠軽町青少年会館については、令和5年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、アからカとしまして、当該社会体育施設20施設の維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の収受に関する業務、体育及びレクリエーション活動の普及振興に関する業務、その他教育委員会が管理上、必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、3年間合計で4億7,944万4,000円。内訳は、令和3年度1億5,940万6,000円、令和4年度1億5,924万8,000円、令和5年度1億6,079万円であります。

選定に当たりましては、11月4日、指定管理者選定委員会を開催し、審査をしております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽町スポーツ協会は、日常的に社会体育施設を利用し、町民が利用しやすい施設づくりを目指すために必要な施設の状況を十分把握しております。

また、従前からスポーツの振興に積極的に取り組んでおり、社会体育施設の設置目的を最大限に生かすことができるものと考えております。

さらに、非営利活動法人であることにおいても、教育施設である社会体育施設の管理運営を委任するにふさわしいこと及び現在までの指定管理者としての実績から公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町社会体育施設の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、社会体育施設の安定的な運営及び適確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、特定非営利活動法人遠軽町スポーツ協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後、協定を締結することとしております。

続きまして、議案第16号指定管理者の指定の期間の変更について説明いたします。

《令和2年12月8日》

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町芸術文化交流プラザであります。

指定管理者は、遠軽町岩見通南2丁目2番地、遠軽商工会議所、会頭渡邊博行であります。

指定の期間は、変更前、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。変更後、令和2年4月1日から令和6年3月31日までであります。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該施設の開館が1年延期することに伴い、指定管理者の指定の期間を1年延長する必要性が生じたことから、変更するものであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定管理者の名称等及び指定の期間等は、記載のとおりであります。

指定管理料は、変更前、3年間で2億168万9,000円。内訳は、令和2年度627万3,000円、令和3年度9,233万6,000円、令和4年度1億308万円あります。変更後、4年間で2億770万9,000円。内訳は、令和2年度441万8,000円、令和3年度787万5,000円、令和4年度9,233万6,000円、令和5年度1億308万円あります。

指定の期間及び指定管理料の変更理由につきましては、遠軽商工会議所は、遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者として、昨年12月10日に議決を受け、本年4月より3年間の指定管理業務を開始し、令和3年の開館に向け準備を進めてまいりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、工期が1年延長することになり、開館も令和4年以降と遅れることになっております。

このことから、当該施設の開館が1年延期となり、開館に向けた準備、開館後の施設管理に支障を来さないよう指定の期間を1年延長し、それに伴う指定管理料を変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第17号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,926万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を197億2,153万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

継続費の変更は、第2表継続費補正により説明いたします。

繰越明許費は、第3表繰越明許費により説明いたします。

債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為により説明いたします。

《令和2年12月8日》

地方債の変更は、第5表地方債補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に2億1,159万6,000円を追加し、総額を68億7,645万5,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金を2億9,374万5,000円減額し、総額を41億2,048万7,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に795万円を追加し、総額を6億9,600万円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に770万2,000円を追加し、総額を3,473万3,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を810万円減額し、総額を10億1,217万3,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入を857万1,000円減額し、総額を2億1,788万4,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を1億5,610万円減額し、総額を31億160万円とするものです。

これにより、歳入合計199億6,080万2,000円から2億3,926万8,000円を減額し、総額を197億2,153万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を2億4,853万3,000円減額し、総額を69億4,721万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に900万2,000円を追加し、総額を29億4,045万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費を623万7,000円減額し、総額を12億8,661万円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に468万円を追加し、総額を5億7,365万8,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に257万4,000円を追加し、総額を21億3,247万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に72万9,000円を追加。3項中学校費に37万2,000円を追加。5項社会教育費を185万5,000円減額し、総額を12億6,665万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計199億6,080万2,000円から2億3,926万8,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の197億2,153万4,000円とするものです。

《令和2年12月8日》

次に、第2表継続費補正について説明いたします。

継続費の補正につきましては、2款総務費1項総務管理費、町民センター整備事業の年割額を変更するもので、令和2年度年割額を10億7,329万4,000円に、令和3年度年割額を35億4,767万3,000円に変更するものです。総額の変更はありません。

次に、第3表繰越明許費について説明いたします。

次のページをお開き願います。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業6,038万4,000円について、翌年度に繰り越しして使用することができる経費とするものです。

次に、第4表債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理料、限度額を1,148万3,000円。芸術文化交流プラザ指定管理料、限度額を2億329万1,000円。社会体育施設指定管理料、限度額4億7,944万4,000円を追加するもので、期間はいずれも令和2年度から令和5年度です。

次に、第5表地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業の限度額を6億1,940万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略したしまして、歳出から説明いたします。

12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費31万円につきましては、会計年度任用職員報酬を追加するものです。

6目企画費、地域拠点施設整備事業4億7,391万9,000円の減額につきましては、(仮称)遠軽町民センター建設工事の減額。ふるさと寄附金促進事業506万9,000円につきましては、ふるさと寄附金返礼品に係る報償費210万円のほか、通信運搬費、手数料、ふるさと寄附金受付等業務委託料を追加するものです。

8目交通対策費、バス路線確保事業245万円につきましては、名寄線代替バス運営協議会負担金39万7,000円。地域公共交通確保維持改善事業補助金205万3,000円を追加するものです。地域公共交通事業31万円につきましては、生田原地域のデマンドタクシー運転業務に係る会計年度任用職員報酬を追加するものです。

14目諸費、税外収入還付39万円につきましては、年金生活者支給給付金制度に係る国民年金事務委託金超過分の返還期を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業517万6,000円につきましては、指定寄付金1

0件170万4,000円、ふるさと納税寄附金315件、237万2,000円によりまちづくり振興基金積立金407万6,000円及び企業版ふるさと納税2件110万円によりまち・ひと・しごと創生基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業2億1,168万1,000円は、成人式の感染防止対策として保護者等の入場制限に伴うオンライン動画配信に係る業務委託料13万2,000円。公共施設のトイレ洋式化等に係る公共施設等環境改善工事6,514万3,000円。チャレンジ屋台事業におけるキッチンカー購入及び道の駅遠軽森のオホーツクにおけるソーシャルディスタンス確保のためのコインロッカー、収納棚を追加する備品購入費1,387万円。新しい生活様式促進支援金として、飲食業者等へのテイクアウト支援及び感染リスク低減支援の拡充による375万円。特定中小企業継続支援金として、中小企業の事業継続のための支援金に9,000万円。宿泊施設利用促進と消費喚起を図り、1人1泊2,000円のギフト券を発行する宿泊施設利用促進ギフト券発行事業補助金695万5,000円。指定管理施設の施設維持管理体制を持続するための公共施設等維持管理体制持続化助成金1,650万円。国の特別定額給付金の支給基準日以降に誕生した新生児の家庭に10万円を支給する新生児特別定額給付金1,200万円。北海道が実施する医療機関の感染防止等支援及び医療従事者慰労金交付事業の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金325万円のほか、事業実施に係る通信運搬費、自動車保険料を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業71万2,000円につきましては、介護報酬改定等によるシステム改修に係る介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

2目障がい者福祉費、障がい者総合支援事業115万5,000円につきましては、障がい者福祉システム改修に係る委託料を計上するものです。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業608万1,000円につきましては、民間のグループホームが国庫補助金を受けて整備する非常用自家発電設備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を計上するものです。

5目社会福祉費、白滝高齢者総合生活福祉センター管理事業105万4,000円につきましては、デイサービス及び配食サービスに使用する機器の老朽化による不具合により、スチームコンベクションオーブンを更新するものです。

4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費、ごみ処理場管理事業623万7,000円の減額につきましては、最終処分場整備に係る委託事業の見直しにより、遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、民有林振興対策事業468万円につきましては、道補助金配当の事業調整により民有林振興対策事業補助金を追加するものです。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業257万4,000円につきましては、町道北支湧別川沿線整備の用地に係る保安林改修に必要

な申請書等作成業務委託料を計上するものです。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費72万9,000円につきましては、家庭でのオンライン学習環境の整備促進にあたり、経済的理由により環境未整備の家庭に貸与するためのモバイルルーター53台の購入経費を追加するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費37万2,000円につきましても、同様にモバイルルーター27台の購入経費を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き願います。

11款地方交付税1項地方交付税につきましては、普通交付税2億1,159万6,000円の追加です。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3億120万円の減額は、芸術文化交流プラザ整備事業に係る都市再生整備計画事業国庫補助金の減額です。

2目民生費国庫補助金につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金608万1,000円。障がい者総合支援事業費補助金57万4,000円の追加です。

6目教育費国庫補助金80万円につきましては、家庭でのオンライン学習環境整備のためのモバイルルーター購入に係る公立学校情報機器整備費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金325万円につきましては、医療機関及び医療従事者に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加です。

4目農林水産業費道補助金470万円につきましては、民有林振興対策事業に係る未来につなぐ森づくり推進事業補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金170万4,000円につきましては、まちづくり振興資金として10件の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金599万8,000円につきましては、324件のふるさと納税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり振興基金繰入金810万円の減額につきましては、芸術文化交流プラザ整備に係る基金繰入金の減額です。

21款諸収入5項雑入6目雑入857万1,000円の減額につきましては、芸術文化交流プラザ整備に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減額です。

22款町債1項町債1目総務債1億5,610万円の減額につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業債の減額です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第19号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ615万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を



21億8,634万9,000円とするものです。補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に544万7,000円を追加し、総額を5億6,038万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に71万2,000円を追加し、総額を3億8,065万3,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億8,019万円に、615万9,000円を追加し、総額を21億8,634万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に235万4,000円を追加し、総額を4,614万1,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に380万5,000円を追加し、総額を381万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億8,019万円に615万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億8,634万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般管理費235万4,000円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加でありませ

ず。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金380万5,000円の追加につきましては、介護給付準備基金積立金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金18万6,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減の第1号被保険者に係る保険料減免の国の財政支援分として特別調整交付金の追加であります。

3目保険者機能強化推進交付金180万3,000円の追加につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に対する保険者機能強化推進交付金の追加であります。

4目介護保険事業費補助金117万7,000円の追加につきましては、介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

《令和2年12月8日》

5目介護保険保険者努力支援交付金200万2,000円の追加につきましては、要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化の防止に関する取組に対する介護保険保険者努力支援交付金の追加であります。

6目災害等臨時特例補助金27万9,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染の影響による収入減の第1号被保険者に係る保険料減免の国の財政支援分として、災害等臨時特例補助金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金71万2,000円の追加につきましては、介護保険システム改修業務の追加、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置である特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金の繰入金減額分を合わせた事務費一般会計繰入金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより一括で上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより議案第14号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号指定管理者の指定の期間の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、12ページから13ページ。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 新型コロナウイルス感染症対策事業の中の備品購入費、キッチンカーについてお尋ねしたいのですけれども。

この件について、委員会の中でも質疑がございました。委員会後、まだ2週間ぐらしか経過していないのですけれども、一部検討するというような答弁があったと記憶しているところですが、その後、何か当初委員会で報告頂いた内容に検討が加えられていれば、

お知らせ頂きたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時26分 休憩

---

午後 1時27分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 今、稲場議員からの御質問でございますけれども、前回の常任委員会の際に、このキッチンカーの購入に関して、車両の台数であったり、その仕様に関して検討ということで、説明したところでございます。

内容につきましては、現在も、そのニーズの部分をさらに整理をした上で、台数それからその車両の仕様の部分も含めて、今、検討を行っているところでございまして、前回のお示しした内容から、今のところは、まだ変更はないというところで御理解頂きたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） では、現在の段階で変更はない。仕様ですとか、台数ですとかも、そのまま進めたいということでしょうか。今後、たしか3月頃に購入の予定というような説明だったと思っておりますけれども、その購入を決定するまでの間に、さらに今おっしゃった台数ですとか内容ですとか、そういう部分に、さらに今後検討するという事は、考えていらっしゃるということでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問でございますけれども、利用されるであろう事業者の方々のニーズを把握した上で、その台数、それから仕様についても変更する場合があるということで御理解頂きたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ニーズ調査をした上で、それに基づいて変更になる可能性もあるというふうに、今、受け取りました。

それで、今後については、そういう変更等々、当然、委員会のほうにも御報告はしていただけたらと思うのですが、今回、新型コロナウイルス感染症に合わせてチャレンジ屋台事業でキッチンカーを購入。当然、新型コロナウイルス感染症が無事収束した後も、長い期間有効に活用できる事業になると考えております。しっかりと検討して、委員会のほうにも適時、御説明をしていただきたいと思いますところですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） このキッチンカーに関しては、貸出のルールなども含めて、また、次の常任委員会等で御説明する場を設けたいと思っております。

議員おっしゃられるとおり、有効に活用してまいりたいと思っております。

- 議長（前田篤秀君） ほかに。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、16ページから17ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、18ページから19ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、20ページから21ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、22ページから27ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。  
11款地方交付税、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、15款国庫支出金、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、18款寄附金、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、21款諸収入、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、22款町債、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表継続費補正、3ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、次に、第3表繰越明許費、4ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表債務負担行為、5ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第5表地方債補正、6ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、議案第17号の質疑を終わります。  
次に、議案第19号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行

います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、4款基金積立金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第19号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号指定管理者の指定の期間の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 議案第18号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第18号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第18号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,494万円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に99万5,000円を追加し、総額を100万8,000円とするものです。

7款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金に24万8,000円を計上し、総額を24万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計3億4,369万7,000円に124万3,000円を追加し、総額を3億4,494万円とするものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、2項徴収費に124万3,000円を追加し、総額を320万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計3億4,369万7,000円に124万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の3億4,494万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

《令和2年12月8日》

8ページをお開き願います。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費124万3,000円につきましては、平成30年度税制改正等に伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金99万5,000円につきましては、後期高齢者医療システム改修業務委託料に対する前年度繰越金の追加であります。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金24万8,000円につきましては、後期高齢者医療システム改修業務に対する高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を計上するものであります。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

5款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより議案第18号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって延会とします。

午後 1時38分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	為田篤秀
署	名	議員
署	名	議員

高橋義認  
岩澤武征